

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-1 責任準備金等の積立の適切性</p> <p>Ⅱ-2-1-4 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>[(1)～(18) 略]</p> <p><u>(19) 生命保険会社等の既発生未報告支払備金計算時の留意事項</u></p> <p>① 平成10年6月8日大蔵省告示第234号（以下、Ⅱ-2-1-4(19)及び(20)において「告示」という。）第1条第1項のただし書に規定する「通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるとき」に該当するかの判断にあたっては、生命保険会社個社の事情だけでなく、生命保険業界全体に与える影響の程度を踏まえることとし、適切な積立を行うことによって、保険契約者保護に努めること。</p> <p>② 生命保険業界全体に与える影響の評価、告示第1条第1項のただし書を適用する場合の計算方法の検討にあたっては、一般社団法人生命保険協会（明治41年12月7日に社団法人生命保険協会という名称で設立された法人をいう。以下、「生命保険協会」という。）と適切に連携すること。</p> <p>（注） 当局と生命保険協会において生命保険業界全体に与える影響等に関して適宜意見交換を行うものとする。</p> <p>③ 告示第1条第1項のただし書を適用する場合、特別の事情が既発生未報告支払備金の計算に重要な影響を与える期間において每期継続的に適用することとし、みだりに計算方法を変更してはならない点に留意すること。</p> <p>④ 告示第1条第1項のただし書を適用する場合、その旨、理由及び適用した計算方法の概要を開示すること。</p> <p><u>(20) 損害保険会社等の既発生未報告損害支払備金計算時の留意事項</u></p>	<p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-1 責任準備金等の積立の適切性</p> <p>Ⅱ-2-1-4 経理処理</p> <p>責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。</p> <p>[(1)～(18) 同左]</p> <p>（新設）</p> <p><u>(19) 損害保険会社等の既発生未報告損害支払備金計算時の留意事項</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>① 告示第2条第1項に規定する既発生未報告損害支払備金に係る計算単位の設定及び同条同項各号の分類にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>② [略]</p> <p>II-3 統合的リスク管理態勢</p> <p>II-3-7 業務継続体制（BCM）</p> <p>II-3-7-2 平時における対応</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>[①～④ 略]</p> <p>⑤ 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、必要に応じ、当該保険会社の所属する業界団体（<u>生命保険協会</u>、<u>一般社団法人日本損害保険協会</u>（昭和23年5月1日に社団法人日本損害保険協会という名称で設立された法人をいう。以下、「損害保険協会」という。）、<u>外国損害保険協会</u>）及び他の保険会社と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。</p> <p>例えば、</p> <p>[ア～エ 略]</p> <p>[⑥・⑦ 略]</p>	<p>① <u>平成10年6月8日大蔵省告示第234号（以下、II-2-1-4(19)において「告示」という。）</u>第2条第1項に規定する既発生未報告損害支払備金に係る計算単位の設定及び同条同項各号の分類にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>[ア～ウ 同左]</p> <p>② [同左]</p> <p>II-3 統合的リスク管理態勢</p> <p>II-3-7 業務継続体制（BCM）</p> <p>II-3-7-2 平時における対応</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>[①～④ 同左]</p> <p>⑤ 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、必要に応じ、当該保険会社の所属する業界団体（<u>一般社団法人生命保険協会（明治41年12月7日に社団法人生命保険協会という名称で設立された法人をいう。以下、「生命保険協会」という。）</u>、<u>一般社団法人日本損害保険協会（昭和23年5月1日に社団法人日本損害保険協会という名称で設立された法人をいう。以下、「損害保険協会」という。）</u>）、<u>外国損害保険協会</u>）及び他の保険会社と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。</p> <p>例えば、</p> <p>[ア～エ 同左]</p> <p>[⑥・⑦ 同左]</p>